

岐阜県公報

第 五 百 七 十 号
令 和 七 年 三 月 七 日
(金曜日)

目 次

告 示

○不当品類及び不当表示防止法の規定による立入検査等をする職員が携帯する身分証明書の様式に関する告示の廃止	(県民生活課)	八一 ^{ページ}
○保安林に指定する予定である旨の通知	(森林保全課)	八一
○道路の区域変更	(道路維持課)	八二
○道路の供用開始	(同)	八二
○高山都市計画道路事業の事業計画の変更認可	(都市整備課)	八二
○都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道)	(下水道課)	八三
○県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定	(農地整備課)	八三

告 示

岐阜県告示第九十八号

不当品類及び不当表示防止法の規定による立入検査等をする職員が携帯する身分証明書の様式に関する告示(平成二十八年岐阜県告示第二百四十七号)は、令和七年三月三十一日限り廃止する。

令和七年三月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県告示第九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和七年三月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 保安林予定森林の所在場所
下呂市馬瀬名丸字下ヶ洞一六四七の一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採することができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月七日

岐阜県知事 江崎 禎英

県道	道の種類
山下丸山線	路線名
同市同 一六〇三番一 地先まで 字下島平	区間
後	前
三・二 六・四	三・七 四・一
一五・八	一五・八
	延長 ル(メート)
	備考

岐阜県告示第百一號

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月七日

岐阜県知事 江崎 禎 英

一般国道	道路種類
四百十七号	路線名
揖斐郡池田町八幡字寺ノ下一〇三一番地先地内	区間
二〇〇	延長（メートル）
令和七・三・七	供用開始の期日
令和六・四・二	備考（区域又は決定の告示年月日）

岐阜県告示第百二二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により、高山都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年三月七日

岐阜県知事 江崎 禎英

一 施行者の名称

高山市

二 都市計画事業の種類及び名称

令和二年岐阜県告示第百四号 高山都市計画道路事業 三・六・十一号 松之木千

島線

三 事業施行期間

令和二年三月十三日から

令和九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 令和二年岐阜県告示第百四号の事業地のうち千島町地内において事業地を変更する。

使用の部分 なし

岐阜県告示第百三三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により美濃加茂都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年三月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 施行者の名称

美濃加茂市

二 都市計画事業の種類及び名称

美濃加茂都市計画下水道事業 美濃加茂市公共下水道（蜂屋川処理区）

三 事業施行期間

平成九年十二月五日から

令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

公 示

○ 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

施行に係る地区名

縦 覧 場 所

縦 覧 期 間

会 所 沢 地 区

中 津 川 市 役 所

同 和 七・四・七から七まで

○ 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

施行に係る地区名

縦 覧 場 所

縦 覧 期 間

奥 渡 大 堤 地 区

中 津 川 市 役 所

同 和 七・四・七から七まで

○ 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

施行に係る地区名

縦 覧 場 所

縦 覧 期 間

荒 井 第 1 地 区

恵 那 市 役 所

同 和 七・四・七から七まで

令和七年三月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社